

# 令和8年度介護サービス情報の公表制度 調査員養成研修実施要綱

## 1 趣旨

介護サービス情報の公表に当たっては、県が指定した調査機関から派遣された調査員が定期的に事業所を訪問し、事業所が報告した情報の事実確認の調査を行います。

本研修は、この調査を行うために必要な知識やスキルの習得を通して、調査員を養成することを目的に実施します。

## 2 実施主体

秋田県

## 3 運営主体

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
秋田県介護サービス情報指定情報公表センター

## 4 研修内容・日程

別紙のとおり

## 5 受講対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 秋田県内に在住の方
- (2) 普通自動車免許及び自家用車をお持ちで任意保険に加入している方
- (3) 秋田県全域（概ね片道100Km以内）で平日に調査ができる方
- (4) 研修の全日程を受講でき、令和8年度以降、指定調査機関の調査員として調査業務に従事することが可能な方
- (5) 介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士等の資格を有している方及び福祉・保健・医療等の現場での実務経験のある方

## 6 受講定員

15名

## 7 講師

秋田県健康福祉部長寿社会課職員、調査員指導者養成研修修了者等

## 8 修了証

研修修了者には、秋田県から修了証が交付されます。

## 9 受講料

無料（研修の受講に係る旅費、昼食等の経費については、各自で御負担願います。）

## 1 0 受講申込み

- (1) 受講申込書を、**令和8年6月23日(火)**までに郵送してください。
- ①自家用車の任意保険加入状況がわかる証書の写しを添付してください。
  - ②介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士等の登録証・免許証等の写しを添付してください。
  - ③受講申込者の勤務先の運営法人が介護保険事業のサービスを実施している場合は、勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについても御記入ください。(該当者のみ)
- ※ 受講申込者の勤務先の運営法人が提供する介護保険サービス事業と同種のサービスについては、研修科目の受講は可能ですが、調査は担当できませんのであらかじめ御承知おきください。
- (2) 定員を超えた場合は、書類選考を行った上で受講の可否(選考結果)を通知しますが、受講の可否に関わらず提出いただいた書類は返却いたしません。また、選考結果に関するお問合せには応じることができませんので予め御了承ください。
- (3) 受講希望者が少ない場合や新型コロナウイルス感染症等の状況により、当該研修の全日程を中止することがあります。

## 1 1 会場

秋田県社会福祉会館 9階第3会議室、第4会議室  
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

## 1 2 受講申込み・問合わせ先(研修業務受託先)

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館7階  
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
秋田県介護サービス情報指定情報公表センター  
TEL. 018-824-3888 FAX. 018-864-2840  
URL. <https://www.akitakenshakyu.or.jp>

**(別紙)令和8年度介護サービス情報の公表制度  
調査員養成研修カリキュラム**

日時		内容		講師	会場
令和8年 7/14 (火)		オリエンテーション			
	9:30-10:30	介護保険制度の理解に関する講義		秋田県健康福祉部 長寿社会課職員	
	10:30-12:30	介護サービスの基礎的知識に関する講義		社会福祉法人 ファミリーケアサービス 小林 悠希 氏	
	13:30-14:30	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義			
	14:30-15:30	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義			
	15:30-16:00	調査員の心得に関する講義			
	16:00-17:00	調査事務の理解に関する講義			
令和8年 7/15 (水)	9:30-12:30	調査事務の演習		社会福祉法人 ファミリーケアサービス 小林 悠希 氏	
	13:30-15:30	介護サービス情報の理解に関する講義	訪問介護・訪問入浴介護		
	15:30-17:30		訪問看護		
令和8年 7/28 (火)	9:30-11:30	介護サービス情報の理解に関する講義	通所介護	みんなのまち  川端 洋祐 氏	
	11:30-13:30		通所リハビリテーション		
	14:30-16:30		介護老人福祉施設		
	16:30-18:30		介護老人保健施設		
令和8年 7/29 (水)	9:30-11:30	介護サービス情報の理解に関する講義	特定施設入居者生活介護	調査員指導者養成研修 修了者 加藤 均 氏	
	11:30-13:30		居宅介護支援		
	14:30-16:30		訪問リハビリテーション	社会福祉法人 ファミリーケアサービス 小林 悠希 氏	
	16:30-18:30		福祉用具貸与		
	終了後	事務連絡			

●休憩は適宜とります。

●日程、会場、カリキュラムの順番は変更になる場合があります。

## ～ 介護サービス情報の公表制度と調査員について ～

- 介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。これらの情報は、「介護サービス情報公表システム」<sup>※1</sup>によりインターネット等でいつでも誰でも気軽に入手することができます。
- この制度では、事業所に、サービス毎に定められた 調査票項目を介護サービス指定情報公表センター<sup>※2</sup>へ報告すること、さらに「介護サービス情報の公表制度における調査の指針」に基づき調査の対象となった場合は、指定調査機関<sup>※3</sup>から派遣された調査員による事実確認のための訪問調査を受審することを義務付けています。
- 報告・公表は毎年1回、調査は3年に1回(例年9月～2月)行われています。
- 調査員になるには、本調査員養成研修を修了していただくことが必要です。
- 研修修了者は秋田県から修了証が交付され、県の名簿に登録されます。
- 調査員は、調査の過程において調査対象事業所の有する秘密を知りうる立場となることから、調査対象事業所と利害関係をもたず、中立・公正な調査が遂行できる者であることが必要であり、秘密保持の義務が課せられております。
- 調査員は、1日1～3件の介護サービス事業所の調査を行います。原則自家用車で移動し、自宅から直行・直帰となります。(調査は1人以上で実施します。)
- 調査時間は、サービス種別や事業所の準備状況により異なります。

※1...厚生労働省が管理する全国の介護サービス事業所・施設の情報が掲載されているホームページです。  
所在地や提供しているサービスの情報から、お住まいの地域の事業者や施設も検索することができます。

※2 ※3...秋田県では、本会が介護サービス情報指定情報公表センターおよび指定調査機関の指定を受け、公表制度にかかる事業を運営しています。

\* 情報公表センター指定有効期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

\* 調査機関指定有効期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

# 令和8年度介護サービス情報の公表制度調査員養成研修受講申込書

申込年月日 令和8年 月 日

ふりがな		調査員区分(いずれかに○)
氏名		新規 ・ 現任調査員 元調査員
生年月日・性別	S・H 年 月 日 (満 歳) 男・女	
自宅住所	〒	
連絡先	(自宅電話) (FAX) (携帯電話) (E-mail)	
日中の連絡先	自宅電話 ・ 携帯電話 ・ 職場電話	
自家用車任意保険加入	保険加入状況がわかる証書の写しを添付してください。	
職歴(主なもの1つ)	(勤務先) (在職期間) S・H・R 年 月～ S・H・R 年 月	
保健・福祉・医療等の現場での経験年数	通算 年 か月	
保健・福祉・医療等の資格の有無等	あり ・ なし (ありの場合、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士等の資格の名称を記入) ※記入した資格の登録証・免許証等写しを添付してください。	
調査業務従事可能日数	1週間あたり 日 または 1か月あたり 日	
特記事項		

↓現在勤務されている方のみ御記入ください。

勤務先	(法人名) (事業所名) (職名) (住所) (電話) (FAX)
勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービス	あり ・ なし ※ありの場合は、裏面の「勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについて」を御記入ください。

●受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本制度調査員名簿管理事務の目的以外に利用することはありません。

## 申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
秋田県介護サービス情報指定情報公表センター  
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号  
TEL 018-824-3888 FAX 018-864-2840

## 勤務先の運営法人が実施する介護保険事業のサービスについて

\*勤務先の運営法人が実施しているサービスに該当する区分に○をしてください。

No	区分	実施	各区分に該当するサービス
1	訪問介護		訪問介護
			夜間対応型訪問介護
2	訪問入浴介護		訪問入浴介護(予防を含む)
3	訪問看護		訪問看護(予防を含む)
4	訪問リハビリテーション		訪問リハビリテーション(予防を含む)
5	通所介護		通所介護
			認知症対応型通所介護(予防を含む)
			指定療養通所介護
			地域密着型通所介護
6	通所リハビリテーション		通所リハビリテーション(予防を含む)
7	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)		特定施設入居者生活介護(予防を含む)
			特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む)
			地域密着型特定施設入居者生活介護
8	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)		特定施設入居者生活介護(予防を含む)
			特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む)
			地域密着型特定施設入居者生活介護
9	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))		特定施設入居者生活介護(予防を含む)
			特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(予防を含む)
			地域密着型特定施設入居者生活介護
10	福祉用具貸与		福祉用具貸与(予防を含む)
			特定福祉用具販売(予防を含む)
11	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護(予防を含む)
12	認知症対応型共同生活介護		認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
13	居宅介護支援		居宅介護支援
14	介護老人福祉施設		介護老人福祉施設
			短期入所生活介護(予防を含む)
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設		介護老人保健施設
			短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防を含む)
16	介護医療院		介護医療院
			短期入所療養介護(介護医療院)(予防を含む)
17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
18	看護小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型居宅介護